

# お知らせ

令和 2 年 5 月

建設工事並びに測量、調査及び設計等業務委託の入札等に参加される方へ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税確認書及び納税証明書の取扱いにかかる周知について

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税法等の一部が改正され、徴収猶予の特例制度が施行されたことにより、徴収猶予の特例を適用されている期間中、または特例の適用を申請中であり、納税確認書及び納税証明書(以下「納税確認書類」という。)が関係機関から発行されないため、入札公告や入札条件で提出を求める期日までに納税確認書類が提出できない場合は、新型コロナウイルス関連の徴収猶予以外に未納や滞納がない入札参加者にかかる納税確認書類提出の取扱いを下記のとおりとさせていただきます。

## 記

入札時に申立書(別紙)を提出していただくことで確認を行います。

- ※ 納税確認書(県税事務所発行)については、新型コロナウイルス関連の徴収猶予許可後は発行されますので、提出期日までに許可がされない場合のみ、申立書での対応となります。
- ※ 申立書の提出による確認は、あくまでも納税確認書類が発行されない場合の対応ですので、納税確認書類が発行される場合や、有効期間内(6か月以内)に発行された納税確認書類がある場合は提出してください。